

和歌山県公安委員会告示第62号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年10月10日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

(1) 実施日時

講 習 1 日 目	令和7年11月27日（木）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
講 習 2 日 目	令和7年11月28日（金）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
修 了 考 査	令和7年12月5日（金）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時から午前9時20分まで）

(2) 実施場所

和歌山市西1番地

交通センター3階 会議室

(3) 受講定員

20人

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を(3)に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。）を貼付したものに限る。）

イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真を貼付したものに限る。以下「受講票」という。）

ウ 運転免許証等申込者が本人であることを証するものの写し

エ 返信用封筒（長形3号封筒に簡易書留郵便料金（460円）分の切手を貼付したもの）

(2) 手続の流れ

ア 申込者は、申込書等の提出後に郵送される駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書（以下「講習指定書」という。）及び駐車監視員資格者講習手数料納付書（以下「納付書」という。）を受け取り、納付書へ講習手数料の額（20,000円）に相当する和歌山県証紙を貼付しておくこと。

イ 申込者は、講習の1日目の講習実施場所の受付において、講習指定書及び和歌山県証紙を貼付した納付書を提出した上で受講票を受け取ること。

(3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合

申込者の住所地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

令和7年10月10日（金）から同月30日（木）までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に2(3)に掲げる提出先に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、令和7年10月30日（木）必着とする。

(5) 講習手数料

ア 講習手数料の額は、20,000円とする。

イ 現金での納付は、受け付けない。

3 留意事項

(1) 受講定員に達した時点で受付を締め切ることから、申込書等を郵送する場合は、事前に4(1)に掲げる問合わせ先へ受講定員に達していないか問い合わせること。

(2) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了考査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。

4 問合わせ先等

(1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

電話番号 073-473-0356

(2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課

なお、各様式は、和歌山県警察ホームページ（URL https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/03_soudan/koutsu_todokede/kanshi/kousyuu/index.html）からダウンロードすることができる。